

岩手県告示第35号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成30年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		失効年月日
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 184号	消石灰	72 防 散 消 石灰	アルカリ分 72.0 %		株式会社東北 鉄興社	岩手県一関市東 山町松川字滝の 沢198番地	平成29年8月22日